

- ・使えば使うほど肌が白くなるホワイトニング効果
- b) できてしまったしみ、そばかすをなくす（治療的）表現
 - ・ホワイトニング効果でシミ、ソバカス残さない
 - ・〇〇年間もあったシミがこんなに薄くなるなんて
 - ・シミをケアする
- c) 承認効能以外のしみ、色素沈着等に係わる表現
 - ・頑固なシミ、老人性斑点を美白
 - ・ニキビ痕、炎症痕の黒ずみに
 - ・ニキビ跡の色素沈着を防ぐ
- d) 肌質改善を暗示させる表現
 - ・美白が変われば肌は変わる。
 - ・シミ・ソバカスの出来にくい肌に
- e) 効能効果の保証・最大級の表現に該当する表現
 - ・結果がみえる美白
 - ・シミ・クスマが目立たなくなり美白効果を実感
 - ・美白成分が〇倍浸透する美白美容液（当社比）
（当社比であっても、数値を例示して比較することは不適当）
 - ・美白成分として有効性と安全性を明確に実証
- f) 添加剤を有効成分と誤認されるような表現
 - ・〇〇美白（〇〇は保湿成分等添加剤の成分名）
 - ・〇〇配合、新しい美白の誕生です（同上）

E15.2 メーキャップ効果に基づく美白表現の範囲

1. 薬用化粧品・一般化粧品のメーキャップ効果に基づく美白表現

(1) 認められる表現の範囲と具体例

- a) メーキャップ効果により肌を白く見せる、またはしみを隠す旨の表現
- ・シミ、ソバカスをきれいに隠し、お肌を白くみせてくれます
 - ・お肌のシミを見えにくくカバーします

(2) 認められない表現の範囲と具体例

- a) メーキャップ効果である旨が明確でなく、誤認を与える表現
- ・美白パウダーでシミ、ソバカスが消えてなくなる
（メーキャップ効果の表現をこえて治療的な効能との誤認を与える場合）

E16 化粧品における「薬用」の表現

化粧品の広告において、その販売名又は販売名の略称及び愛称、配合成分の名称、用法用量、効能効果等に、「薬用」という文字を用いた表現は行わないこと。

〔認められない表現の例〕

- ・薬用〇〇洗顔料（一般化粧品の販売名に「薬用」の愛称）
- ・薬用炭配合（配合成分の名称に「薬用」の文字）
- ・薬用効果

【関連法令等】 医薬品等適正広告基準 第4の1、3 (2)、3 (3)、3 (4)

〔関連資料〕 「化粧品の成分表示及び広告における『薬用の文字』の使用中止」について（平成19年9月26日 日本化粧品工業連合会）

E17 毛髪の損傷等の補修表現

メーキャップ等の物理的効果は、化粧品の効能効果の範囲以外であっても、化粧品の効能を逸脱したものであると判断されていない。このことから、頭髮用化粧品における毛髪の損傷部位等への物理的補修表現も、化粧品の効能効果を逸脱しないよう次の定義や表現の範囲内で行なうものとする。ただし、あくまでもその効果は当該化粧品を使用している時に限定するものであって、恒常的に補修が出来るとの誤解を与えてはならない。

1. 毛髪の損傷等の補修表現

(1) 毛髪の損傷等の補修のガイドラインにおける定義

- ・毛髪の損傷等とは、物理的刺激あるいは化学的処理により毛髪からその構成成分が損失し、毛髪表面や内部組織の物性変化や剥離、空隙等が発生して傷んだ状態のことである。
- ・毛髪の補修とは、損傷毛髪に対して、化学反応や薬理作用を伴わない補修成分を、表面に被覆あるいは内部浸透させて、表面や内部の損傷部位の空隙の密着等により、物理的に損傷を補い繕うことであり、治療的な回復のことではない。

(2) 認められる表現の範囲

- ・化粧品の定義の範囲内の、毛髪の損傷等の物理的な補修表現（事実であるものに限る）

(3) 認められない表現の範囲

- ・化粧品の定義の範囲を逸脱した、毛髪の損傷等の治療的回復表現

2. 毛髪の補修表現の範囲の具体例

(1) 認められる表現の具体例

- a) 一般的な補修表現
- ・髪を補修して髪の質感をととのえる
 - ・傷んだ髪の毛先まで補修してなめらかに

b) 枝毛等の傷んだ髪への補修

- ・枝毛・裂毛・パサつきなどの傷んだ髪を補修
- ・枝毛をコートして補修

c) 髪の表面の補修表現

- ・髪の表面の凸凹を補修し、自然で美しいつや髪を
- ・キューティクルをしっかり密着させてなめらかな状態に補修
- ・補修成分がたんぱく繊維の隙間を埋めて補強し、キューティクルをコーティング補修
- ・〇〇成分が傷んだ髪の表面に吸着して、しなやかな状態に補修します

d) 髪の内部の補修表現

- ・〇〇成分が髪の内部まで浸透し、髪のダメージを補修します
- ・傷んだ髪の芯まで補修します

e) 成分の特記表示の配合目的としての表現

- ・毛髪補修・保湿成分「〇〇」配合
- ・毛髪補修コート成分配合
- ・毛髪補修タンパク配合

(2) 認められない表現の具体例

a) 補修という用語を用いた不適切な表現

- ・毛髪補修成分が傷んだ髪を再生
- ・傷んだ髪を補修して健康な髪の再生を促す
- ・毛髪補修成分が髪の内部に浸透し、傷んだ髪が回復する
- ・毛髪を補修し、パーজনヘアが甦る
- ・傷んだ髪を補修して本質から髪質改善
- ・ダメージヘアを補修（広告全体として治療的に回復する内容である場合）

b) 補修という用語と類似した毛髪の損傷部分が治療的に回復するような表現

- ・傷んだ髪を修復します
- ・傷んだ髪が回復します
- ・健康な髪が廻ります

【関連法令等】 医薬品等適正広告基準 第4の3 (1)、3 (2)
「化粧品の効能の範囲の改正について」（平成13年3月9日 医薬監麻発第288号
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知）

【参考】 F44 化粧品に定められた効能効果以外の表現

E18 「エイジングケア」の表現

人は皆加齢することは自然の摂理であることは言うまでもない。人の肌の年齢に応じた化粧品等によるお手入れとして、「エイジングケア」という表現を用いて広告を行なう場合は、事実に基づき次の定義や表現の範囲内で行い、化粧品等の定義を逸脱するような表現を行ってはならない。

1. エイジングケア表現

(1) エイジングケアのガイドラインにおける定義

- ・エイジングケアとは、加齢によって変化している現在の肌状態に応じて、化粧品等に認められた効能・効果の範囲内で行う、年齢に応じた化粧品等によるお手入れ（ケア）のことである。

(2) 認められる表現の範囲

- ・年齢に応じた化粧品等の効能効果の範囲内のお手入れ（ケア）のことを「エイジングケア」を用いて表現したもの

(3) 認められない表現の範囲

- ・「エイジングケア」を標ぼうしながら若返り、老化防止、シワ・たるみの防止等の化粧品等の効能効果の範囲を逸脱した「エイジングケア」を用いた表現

- 例： a) 若返り効果に関するエイジングケア表現
b) 加齢による老化防止効果に関するエイジングケア表現
c) 加齢によるシワ・たるみの防止、改善に関するエイジングケア表現
d) 配合成分、作用機序の説明で老化防止を標ぼうしたエイジングケア表現
e) 肌質改善し、老化防止を標ぼうするエイジングケア表現
f) 「エイジングケア」を個別の具体的な効能・効果、又は作用であるかの様に標ぼうした表現

2. エイジングケア表現の範囲の具体例

(1) 認められる表現の具体例

- ・年を重ねた肌にうるおいを与えるエイジングケア
- ・年を重ねた肌にうるおいを与える成分〇〇を配合したエイジングケア
- ・年を重ねた貴方の肌に今必要なもの、それはすこやかな肌のためのうるおいエイジングケア
- ・美しく齢を重ねるために大切なこと、それはうるおいに満ちた肌のエイジングケア

(2) 認められない表現の具体例

a) 若返り効果に関する表現

- ・あきらめないで下さい。エイジングケアで若さは再び戻ります
- ・若々しい素肌がよく見えるエイジングケア
- ・小じわ、深いしわ、時間が戻るエイジングケア
- ・老化を招く原因のひとつ、活性酸素を取り除いて、若々しい素肌へ導くエイジングケア
- ・こんな方にオススメのエイジングケア……シワ、たるみが目立ち、老けてみられる

b) 加齢による老化防止効果に関する表現

- ・肌の老化を防ぐエイジングケア
- ・アンチエイジングケア
- ・エイジングケアで加齢に待った
- ・肌の老化対策エイジングケアとして開発された
- ・エイジングケアの大自然のパワーが肌老化を解決
- ・肌を「守り」「育む」老化対策のためのエイジングケア